

Managed SDx利用規約 別冊
(Type-M Wi-Fi)

第1章 総則

(適用)

第1条 Managed SDx 利用規約共通編(以下、「共通編」といいます。第1条(本規約の目的)に規定する別冊として、当社はこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊により第2条に定める Type-M Wi-Fi を提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊(別紙を含みます。)において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Type-M Wi-Fi	本サービスの1つであって、別紙2(提供する機能に定める機能を提供するサービス)。
Wi-Fi アクセスポイント装置 (以下「AP」といいます。)	モバイル端末を相互に接続し、他のネットワーク(有線 LAN 等)に接続する無線装置。
LAN 給電装置	LAN ケーブルを介し、AP に対して電源を供給する装置。
各装置	AP、LAN 給電装置の総称。
Wi-Fi(ワイファイ)	業界団体(Wi-Fi Alliance)によって定められた、AP やモバイル端末を相互に無線で通信するための規格。
モバイル端末	スマートフォンやタブレット、ノート PC 等の、契約者が準備し利用する Wi-Fi 規格に対応した端末。
インターネット接続回線	インターネットに接続するための通信回線。
Wi-Fi クラウド	APの設定等を保有し、契約者の通信環境をリアルタイムに管理している装置。
クラウド	Wi-Fi クラウドの総称。
訪問オプション	契約者の請求に基づき、現地調査、AP 設定、モバイル端末設定等を行うオプションメニュー。
サポート	契約者に代行し、契約者が利用する前に各装置を設定する機能。また、設定する専用受付番号により各装置設定の追加・修正・削除等を契約者の要請により提供する機能。
SSID 名	一定の範囲における複数の AP、Wi-Fi があった場合に識別する名前。
パスワード(暗号化キー)	Wi-Fi に接続する際に設定する暗号化、複合化するための英数字の組み合わせ。

(Type-M Wi-Fiの提供範囲)

第3条 当社は、契約者に対し、別紙 5(料金表)で定める AP を提供し、契約者から請求があったときは、別紙 9(オプション料金表)で定めるオプション、及び、別紙 6(訪問オプションメニュー)で定める訪問オプションを提供します。

2 契約者は、当社から書面による承諾を得ることなく、Type-M Wi-Fiの全部または一部を第三者に提供することを目的として、Type-M Wi-Fiを利用することはできないこととします。

(提供区域)

第4条 Type-M Wi-Fi は、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

第2章 契約

(最低利用期間)

第5条 別紙 10(最低利用期間)に定める期間を最低利用期間と設定します。なお、最低利用期間は、当社が契約者に Type-M Wi-Fi のサービス提供を開始した日(以下「開通日」といいます)を含む月の翌月から起算するものとします。ただし、開通日を含む月に解約した場合は、および、申込以降開通日までに契約者がその申込を取り消した場合は最低利用期間中に解約があったものとみなします。

(装置設置場所の提供等)

第6条 当社が提供する各装置を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。また、当社が提供する各装置に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

(装置設置場所の移転)

第7条 当社は、契約者から要請があったときは、各装置の設置場所の変更等の手続きを受付します。なお、各装置は契約者が移転先に持参し、設置することとします。

(提供するプラン及びタイプの変更)

第8条 提供するプラン及びタイプの変更については、次の場合に限り行うことができます。

LAN給電オプションは、2年タイプから5年タイプへのタイプ変更が可能です。タイプ変更後は、変更後のタイプについて、別紙 10 に定める最低利用期間を適用しますが、その起算月は、2年タイプの利用開始月からとします。

第3章 料金

(料金)

第9条 当社が提供する Type-M Wi-Fi の料金は、別紙 5(料金表)、別紙 6(訪問オプション料金表)及び別紙 9(オプション料金表)に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第10条 契約者は、開通日を含む月の翌月の初日から起算して、本契約の解約があった日を含む月の末日までの期間について、別紙 5(料金表)及び別紙 9(オプション料金表)に規定する月額利用料の支払いを要します。また、契約者は、訪問オプションを利用したときは、作業の完了をもって、別紙 6(訪問オプション料金表)に規定する訪問オプション料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、Type-M Wi-Fi を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは次によります。

契約者は、次の場合を除き、Type-M Wi-Fiを利用できなかった期間中の月額利用料の支払いを要しません。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、Type-M Wi-Fi を全く利用できない状態が生じた場合(2 欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。 (注)AP、Wi-Fi クラウドのいずれかが利用できる状態の場合、契約者は月額利用料の支払いを要します。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する Type-M Wi-Fi の月額利用料
2 当社の故意又は重大な過失によりその Type-M Wi-Fi を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する Type-M Wi-Fi の月額利用料

- 3 契約者は、本規約に基づいて訪問オプションの提供を受けたときは、設定作業等については、その成否を問わず、該当する料金の支払いを要します。この場合において、当社は、契約者が当社所定の書面(電子媒体のものを含みます。)に押印又は署名する(電氣的操作による確認作業を含みます。)ことにより訪問オプションの提供の完了を確認するものとします。

(料金計算方法等)

- 第11条 当社は、契約者が本契約に基づき支払う別紙 5(料金表)、別紙 6(訪問オプション料金表)及び別紙 9(オプション料金表)に定める料金は料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 別紙 5(料金表)で定める AP、別紙 9(オプション料金表)で定めるオプションについての解約金は、別紙 5、別紙 9に規定する金額とします。

第4章 損害賠償等

(責任の制限)

- 第12条 当社は、Type-M Wi-Fi を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、Type-M Wi-Fi が全く利用できない状態(AP、クラウドのいずれかが利用できる状態の場合は除きます。)にあることを当社が知った時から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を本項及び次項に定める範囲内で賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、Type-M Wi-Fi が全く利用できない状態(AP、クラウドのいずれかが利用できる状態の場合は除きます。)にあることを当社が知った時以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する Type-M Wi-Fi の月額利用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(免責)

- 第13条 当社は、別紙2に規定するヘルプデスク代行及びトラブルサポートにおいて、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 Type-M Wi-Fi は、メーカー、ソフトウェアハウス及びクラウドの使用を当社に対して許可する者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるモバイル端末、ソフトウェア(OS)等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、クラウドの使用を当社に対して許可する者等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに

留まる場合があります。

- 3 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、及び実施内容について保証するものではありません。
- 4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び訪問オプションの実施に伴い生じる契約者の損害について、第 12 条(責任の制限)第 1 項に規定する場合を除き責任を負いません。
- 5 当社は、当社が必要と認めるときは、AP のファームウェア更新を実施します。ファームウェア更新の際に Type-M Wi-Fi が利用できない場合があります。なお、当社は、ファームウェア更新実施時期や実施可否について、当社の判断により決定することができるものとします。
- 6 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- 7 サポートに関して、契約者の企業名、住所、連絡先電話番号等で契約者であることを特定した後、AP に係る設定の追加、修正、解除等を依頼された場合は、契約者からの依頼であるとみなし、当社は設定の追加、修正、解除等に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任を負いません。

第5章 雑則

(個人情報の取り扱い)

- 第14条 契約者は、当社、当社の委託により Type-M Wi-Fi に関する業務を行う者(以下「委託会社」といいます。)、及び、クラウドの使用を当社に対して許可する者が、Type-M Wi-Fi 提供のため、提供の過程において契約者名、住所、電話番号、メールアドレス、SSID 名やパスワード(暗号化キー)等の各装置に設定する情報(以下「個人情報」といいます。)、及び、別紙 7(サポートを提供するにあたり取得する情報)で規定する情報を知り得ることについて、同意していただきます。
- 2 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報は、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
 - 3 当社、委託会社及びクラウドの使用を当社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が Type-M Wi-Fi を解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。
 - (1) Type-M Wi-Fiの提供
 - (2) 当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティング
 - (3) 当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務又は商品等の紹介、提案及びコンサルティング
 - (4) アンケート調査その他の調査に必要な物又は謝礼の送付
 - (5) 役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発
 - (6) 各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内
 - (7) インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内
 - 4 当社、委託会社及びクラウドの使用を当社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報、及び、別紙 7(サポートを提供するあたり取得する情報)に規定する情報を利用します。
 - (1) 契約者からの要請にもとづく、サポート業務
 - (2) ダッシュボードによる APの利用状況の契約者による閲覧
 - (3) Type-M Wi-Fiの品質、機能改善のための情報分析
 - 5 当社は、当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティングに必要な範囲内で個人情報、及び、別紙 7(サポートを提供するあたり取得する情報)(1)の 1 及び 2 に規定する情報のうち MAC アドレス及び通信先を除いた統計化された情報を利用する場合があります。
 - 6 当社及び委託会社は、契約者のメールアドレスについて、クラウドの使用を当社に対して許可する者に通知し、別紙 2(提供する機能)に規定する機能の ID、パスワード等の通知を目的として利用します。
 - 7 契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。
 - 8 当社は、個人情報保護法第 25 条第4項第1号の規定に基づき、個人情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。

(データ等の取り扱い)

第15条 当社及び委託会社は、スイッチ装置の維持のため、スイッチ装置およびクラウド上に設定された情報(サポート対機器のMACアドレス、IPアドレス等)を取得します。

2 共通編第15条(契約者が行う本サービスに係る契約の解除)、共通編第16条(当社が行う本サービスに係る契約の解除)、若しくは共通編第31条(本サービスの廃止)による本契約の解約があった場合、当社及び委託会社は、前項により取得した情報を削除します。

(契約者の義務)

第16条 契約者は、Type-M Wi-Fiの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によってはType-M Wi-Fiが提供できない場合があります。

- (1) 各装置がインターネットに接続できる環境であること。
- (2) 契約者自身によるType-M Wi-Fiの利用の要請であること。

2 契約者が、訪問オプションの要請をする場合には、本条第1項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。

- (1) 当社が契約者を訪問した際に各装置の設置(希望)場所に案内し、電波調査や設定作業等へ立ち会うこと。
- (2) 当社が電波調査、設定作業等の実施の際に、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜(電話又は通信回線等の使用を含みます。)を、契約者が当社に対して無償で提供すること。

3 契約者が、ハイエンドExプランの提供を受ける場合は、本条第1項に定める条件に加え、LAN給電が可能な装置を準備いただく必要があります。

4 前3項および共通編第33条の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) Type-M Wi-Fiに利用するパスワード(暗号化キー)、別紙2(提供する機能)で利用するID、パスワード等の適正な管理に努めること。
- (2) 各装置を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
- (3) 各装置を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
- (4) 各装置に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。

- (5) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

(契約者の協力事項)

第17条 契約者は、当社が Type-M Wi-Fi の提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じた ID やパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた Type-M Wi-Fi 提供のために必要な情報(操作説明書等を含みます。)の提供。
- (3) モバイル端末等に重要な情報がある場合における、Type-M Wi-Fi の提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。
- (4) モバイル端末等に機密情報がある場合について、Type-M Wi-Fi の提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5) その他、Type-M Wi-Fi の提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

(除外事項)

第18条 当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、Type-M Wi-Fi の提供を行わないことがあります。

- (1) 共通編第33条(契約者の義務)又は第 15 条(利用に係る契約者の義務)のいずれかの項目をみたさない場合。
- (2) 契約者が、共通編第34条(契約者の協力事項)又は前条(契約者の協力事項)のいずれかの項目の協力を行わず、Type-M Wi-Fi の提供の実施が困難となる場合。
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
- (4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

(設備等の準備)

第19条 契約者は、自己の責任において、Type-M Wi-Fi を利用するために必要な、インターネット回線その他の設備を保持し管理するものとします。

- 2 契約者が Type-M Wi-Fi を利用するために必要なインターネット回線、インターネットサービスプロバイダの利用料金は、Type-M Wi-Fi の利用料金には含まれません。

【別紙 1(提供時間)】

当社は、サポートに関して、年間通じて 9:00 から 21:00 までの間、専用受付番号で、当社オペレータによる受付及びサポートを提供します。

また、当社は、訪問オプションに関して、年間通じて時間を問わず(料金は、日時により加算、割増料金となります)提供します。

【別紙 2(提供する機能)】

別紙 5(料金表)で規定するハイエンド6プラン、ハイエンドプラン、ハイエンドExプランに提供する機能)

提供機能	内容
ギガ Wi-Fi(注)	IEEE802.11ax (Wi-Fi6)に対応したハイエンド6プランは最大速度2.4Gbpsの Wi-Fi。 IEEE802.11ac に対応したハイエンドプランは最大速度1.3Gbps、ハイエンド Ex プランは最大1.7Gbpsの Wi-Fi
モバイル端末同時接続	1 台の AP で複数のモバイル端末を同時に利用可能(快適に利用するには、ハイエンド6プランは100 台程度まで、ハイエンドプラン及びハイエンドExは 30 ~50 台程度までの接続を推奨)
マルチ SSID	複数の SSID を設定(ハイエンド6プラン、ハイエンドプラン及びハイエンドExプラン:15 個)
通信帯域設定	SSID ごと、又は、モバイル端末あたりの通信帯域を設定
来訪者向けWi-Fi インターネット(注)	来訪者向けに社内システムへのアクセスを遮断した Wi-Fi インターネットを提供
Facebook Wi-Fi	店舗の Facebook にチェックインした来訪者に Wi-Fi インターネットを可能にする(来訪者の Facebook を通じて店舗の PR が可能)
指定 Web サイト表示	来訪者向け Wi-Fi インターネット利用時に、指定した Web ページを表示
MAC アドレス認証	モバイル端末の MAC アドレスによる認証(既設の LAN への設定変更は不要)
接続ユーザー認証	SSID 毎にあらかじめ登録した ID とパスワードを入力した端末のみにWi-Fi の接続を限定
お客さまサーバー連携	お客さまの Radius サーバーと連携し、Wi-Fi に接続するユーザーを認証可能
Japan Wi-Fi 連携	「Japan Connected-free Wi-Fi(注)」の認証機能を提供
ブラウザ認証 (メール・SNS 認証)	Web ブラウザ上でメールアドレスの登録や認証、SNS による認証を提供
無線自動チャンネル設定	電波干渉の少ない無線チャンネルを定期的に自動で選択
5GHz への優先接続	電波干渉の少ない 5GHz を優先的に利用してモバイル端末と接続

電波のオン・オフ設定	SSID ごとに電波オン・オフの週間スケジュール設定
レディメイドの AP 設定	AP の初期設定を当社が事前に設定(レディメイド)
無線マルチホップ	2台の AP 間を無線で接続し、LAN 配線なしで Wi-Fi エリアを拡張
電波出力自動調整	高密度に AP を設置しても、自動で電波出力を調整して干渉を減らしパフォーマンスを最適化
ダッシュボード (利用状況表示画面)	専用の WEB ページにお客さまの Wi-Fi 利用状況を表示 トラフィック、アプリケーションの種類を解析してグラフ表示
指定アプリケーションブロック	業務に関係ないアプリケーションの接続をブロックすることが可能
アプリケーション帯域制御	業務に関係ない動画共有サイトや SNS などアプリケーション別に通信帯域を設定可能
ヘルプデスク代行	・モバイル端末の追加、Wi-Fi 接続設定など、契約者社内のヘルプデスクを代行(別紙 1(提供時間)に規定する受付時間) ・離れたオフィス等の AP も Wi-Fi クラウドから一元的に設定
トラブルサポート	・Wi-Fi 接続不可等のトラブル時に、Wi-Fi クラウドから Wi-Fi 環境をリアルタイムに確認し、不具合箇所を特定の上、対処(別紙 1(提供時間)で規定する提供時間) ・AP 故障時は、迅速に交換用の AP を宅配

(注)ハイエンド6プラン、ハイエンドプランは、屋内のみでご利用ください。屋外で利用する場合、電波法に抵触する可能性があります。

(注)契約者は、ハイエンドExプランの提供を受けるためには、LAN 給電が可能な装置を準備いただく必要があります。

(注)契約者が、公衆無線 LAN サービスの AP として本サービスを利用する場合は、公衆無線 LAN サービスに関するガイドライン(総務省や無線 LAN ビジネス推進連絡会等により策定)に従ってください。

(注)Japan Connected-free Wi-Fi を利用するには、NTT ブロードバンドプラットフォームが提供するアプリケーションが必要です。

別紙 9(オプション料金表)で規定するLAN給電オプションに提供する機能

提供機能	内容
LAN 給電	LAN ケーブルを介して、AP に対して電源を供給
LAN ケーブル診断	LAN 給電装置と AP の間の LAN ケーブルの故障を診断し、筐体のランプ状態で通知
トラブルサポート	・契約者からの問診で得られる情報等を利用し、LAN 給電装置の故障を特定(別紙 1(提供時間)で規定する提供時間) ・LAN 給電装置故障時は、迅速に交換用の装置を宅配

別紙 9(オプション料金表)で規定する訪問修理オプションに提供する機能

提供機能	内容
トラブルサポート(24 時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi 接続不可等のトラブル時に、Wi-Fi クラウドから Wi-Fi 環境をリアルタイムに確認し、不具合箇所を特定の上、24 時間 365 日対応。 ・24 時間 365 日の現地訪問及び Wi-Fi アクセスポイント装置、LAN 給電装置機器交換による故障対応。 <p>(注)この欄中に定める以外の対応については、派遣に要した費用を含む実費を負担していただくことがあります。</p>

【別紙 3(モバイル端末のサポート範囲)】

(削除)

【別紙 4(訪問オプションのメニュー)】

要望された希望日にあわせて、当社が訪問し、サービスを提供します。訪問オプションのサービス内容は以下のとおりです。

別紙 6(訪問オプション料金表)で規定する訪問オプションの内容

メニュー	サービス内容
メニュー1 機器設置・設定及び配線工事	<ul style="list-style-type: none"> ・APを壁や天井裏に設置、Proxy、IP アドレス等を設定 ・LAN 給電装置の設置 ・LAN ケーブルをモールや天井裏等に配線
メニュー2 モバイル端末設定	スマートフォン・タブレットに SSID、暗号化キー等を設定
メニュー3 電波調査・設計	干渉含めた電波環境を調査し、AP 設置位置や周波数を最適設計

【別紙 5(料金表)】

プラン	ハイエンド6プラン
初期費用	0 円
月額利用料	3,800円/台 (税込価格 4,180 円/台)
解約金	第 5 条(最低利用期間)で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、利用期間に

	関わらず一律12,000円(税込価格13,200円)を、一括で支払っていただきます。
--	--

(注)解約金は 1 の装置ごとにお支払いいただくものです。

(注)1日でも有料で利用した月は、利用期間の 1 月とみなします。

(注)解約金は消費税の課税対象です。

(注)ハイエンドプラン6プランをご利用いただく場合は、Meraki LLC 社が規定している「エンドカスタマーアグリーメント」に同意いただきます。

プラン	ハイエンドプラン
初期費用	0 円
月額利用料	3,300 円/台 (税込価格 3,630 円/台)
解約金	第 5 条(最低利用期間)で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、利用期間に関わらず一律12,000円(税込価格13,200円)を、一括で支払っていただきます。

(注)解約金は 1 の装置ごとにお支払いいただくものです。

(注)1日でも有料で利用した月は、利用期間の 1 月とみなします。

(注)解約金は消費税の課税対象です。

(注)ハイエンドプランをご利用いただく場合は、Meraki LLC 社が規定している「エンドカスタマーアグリーメント」に同意いただきます。

プラン	ハイエンドExプラン	
タイプ	2年タイプ	5年タイプ
初期費用	0 円	
月額利用料	8,500 円/台 (税込価格 9,350 円/台)	5,500 円/台 (税込価格 6,050 円/台)
解約金	第 7 条(最低利用期間)で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間(24 か月)に満たない月数に月額利用料を乗じた額を、一括で支払っていただきます。	第 7 条(最低利用期間)で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間(60 か月)に満たない月数に 3,400 円(税込価格 3,740 円)を乗じた額を、一括で支払っていただきます。

(注)契約者は、ハイエンドExプランの提供を受けるためには、LAN 給電が可能な装置を準備いただく必要があります。

(注)解約金は 1 の装置ごとにお支払いいただくものです。

(注)1日でも有料で利用した月は、利用期間の 1 月とみなします。

(注)解約金は消費税の課税対象です。

(注)ハイエンドExプランをご利用いただく場合は、Meraki LLC 社が規定している「エンドカスタマーアグリーメント」に同意いただきます。

【別紙 6(訪問オプション料金表)】

メニュー		料金
メニュー1	機器設置・設定及び配線工事	当社が別に算定する実費。
メニュー2	モバイル端末設定	当社が別に算定する実費。
メニュー3	電波調査・設計	当社が別に算定する実費。

(2) 割増工事費の適用

夜間・深夜に、メニュー1、メニュー3、メニュー4 を行ってほしい旨の申出があった場合であって、その申出を当社が承諾した場合、昼間の工事費に対して、次表の割増率を乗じた料金を適用します。

時間帯区分	割増工事費の額
昼間(午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)	通常の工事費
夜間(午後 5 時から午後 10 時まで)	昼間の工事費の 1.3 倍
深夜(午後 10 時から翌日の午前 8 時 30 分まで)	昼間の工事費の 1.6 倍

(注)12 月 29 日から 1 月 3 日の昼間(午前 8 時 30 分から午後 5 時)は、上表における昼間の工事費の 1.3 倍を適用します。

(3) 時刻指定工事費の適用

契約者が指定する時刻(次表に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。)に、メニュー1、メニュー3、メニュー4 を行う場合、通常の工事費に対して、次表の金額を加算した料金を適用します。

指定時刻	工事費の額
午前 9 時から午後 4 時まで	13,200 円(税込価格 14,520 円)
午後 5 時から午後 9 時まで	21,600 円(税込価格 23,760 円)
午後 10 時から翌日の午前 8 時まで	33,600 円(税込価格 36,960 円)

(注)同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。

(注)当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

【別紙 7(サポートを提供するにあたり取得する情報)】

(1) 当社は、以下の情報を取得し、Wi-Fi クラウドで有します。なお、本サービスの機能として提供する来訪者向け Wi-Fi インターネットに接続する来訪者の情報についても取得し、保有します。

- 1 モバイル端末の MAC アドレス、機種情報、OS の種類、ブラウザの種類
- 2 モバイル端末で利用するアプリケーションとアプリケーションごとの通信時間、通信量、通信先、通信速度の情報

【別紙 8(当社が別に定めることとする事項)】

(削除)

【別紙 9(オプション料金表)】

LAN給電オプション		
ハイエンド6プラン、ハイエンドプランまたはハイエンドExプランの契約者について、LAN 給電装置を提供し、別紙 2(提供する機能)に定める機能を提供するオプション		
タイプ	2年タイプ	5年タイプ
初期費用	0 円	
月額利用料	800 円/台 (税込価格 880 円/台)	400 円/台 (税込価格 440 円/台)
最低利用期間・解約金	第 7 条(最低利用期間)で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間(24 か月)に満たない月数に月額利用料を乗じた額を、一括で支払っていただきます。	第 7 条(最低利用期間)で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間(60 か月)に満たない月数に 384 円(税込価格422円)を乗じた額を、一括で支払っていただきます。

(注) 解約金は1の装置ごとにお支払いいただくものです。

(注) 2年タイプから5年タイプへのタイプ変更時における最低利用期間は、2年タイプの利用開始日から 60 か月となります。なお5年タイプから2年タイプへのタイプ変更は行なえません。

(注) 解約金は消費税の課税対象です。

(注) 1日でも有料で利用した月は、利用期間の 1 月とみなします。

訪問修理オプション	
ハイエンド6プラン、ハイエンドプランの契約者について、24 時間のサポートセンター受付、24 時間の訪問による故障対応を提供し別紙 2(提供する機能)に定める機能を提供するオプション	
初期費用	0 円
月額利用料	500 円/AP (税込価格 550 円/AP)
最低利用期間・解約金	なし

(注)1のインターネット接続回線に複数の AP を契約している場合は、契約する全ての AP に訪問修理オプション

ンの契約が必要です。

【別紙 10(最低利用期間)】

ハイエンド6プラン	1 の AP ごとに 24 か月
ハイエンドプラン	
ハイエンドExプラン 2年タイプ	1 の AP ごとに 24 か月
ハイエンドExプラン 5年タイプ	1 の AP ごとに 60 か月
LAN給電オプション 2年タイプ	1 の装置ごとに 24 か月
LAN給電オプション 5年タイプ	1 の装置ごとに 60 か月